

## 【選挙公営の手引き ～選挙運動用ポスターの作成～】

### ポスター作成事業者の方へ

公費負担制度は、候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。  
公費負担の請求は、候補者と契約をした事業者が、宮古市に対して行います。  
なお、契約した候補者が、立候補に係る供託物を没収された場合は、全額、候補者の負担となります。

- ※ 公費負担の請求ができるのは、「ポスターの作成を業とする者」になります。企画から印刷、納品まで一括して行う事業者に限られます。
- ※ 政治活動用印刷物や選挙運動用ビラの作成などと一緒に請け負う場合は、不透明な請求処理とならないためにも、分けて契約及び請求をするようにお願いします。

#### 1 公費負担の作成限度枚数と上限金額

公費で負担される作成限度枚数は、**331枚**です。（ポスター掲示場設置総数）  
公費で負担される上限単価は、**1,497円**です。

#### 2 選挙公営の流れ

- (1) 通常、立候補届出書類の事前審査前に、候補者と書面によって契約を行います。  
（契約書は、記載例の内容の必要事項が全て含まれていれば、事業者が通常使用している様式でも構いません。）
- (2) 事前審査前に、ポスターを作成します。（作成後に、追加する場合も想定されません。）
- (3) 告示後に、候補者からポスター作成枚数確認書が交付されます。選管が認めたポスターの枚数が記載されておりますので、数量を確認します。
- (4) 選挙後に、①請求書、②請求内訳書、③ポスター作成枚数確認書、④ポスター作成証明書を、記載例を参考に必要箇所を記載し、宮古市選挙管理委員会に提出します。

※ 提出期限 **6月27日（金）**

- ① 請求書  
選管が確認した数量（確認書に記載）全部を請求してください。また、指定の口座に支払いますので、必ず口座情報を記載してください。
- ② 請求内訳書  
作成単価と基準限度額単価を比較して少ない方を請求単価としてください。作成枚数と基準限度額枚数を比較して少ない方を請求枚数としてください。
- ③ ポスター作成枚数確認書 ※ 候補者が事業者に交付します。
- ④ ポスター作成証明書 ※ 候補者が事業者に交付します。
- (5) 宮古市に請求した金額以外の費用は、候補者に請求します。
- (6) 宮古市からの費用の支払いは、書類審査等により相当の日数（請求書の提出から概ね3～4週間）を要します。提出順に処理をいたします。ご容赦の程お願いします。

お問い合わせ 宮古市選挙管理委員会事務局  
電話 0193-68-9123  
FAX 0193-63-9125

様式第7号（第6条関係）  
（その3）

請求書の提出日を記入してください。提出は選挙期日の翌日以降、選挙期日5日後までに行ってください。

令和7年6月25日

請 求 書  
（ポスターの作成）

宮古市長 様

会社印ではなく、代表取締役印を使用してください。

住 所  
氏名又は名称及び法人に  
あつてはその代表者氏名

宮古市〇〇町〇番〇号  
〇〇〇〇印刷（株）  
代表取締役 △△△△

〇〇〇〇  
印刷（株）  
代表取締役印

宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第11条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 182,050 円

2 内訳  
別紙請求内訳書のとおり

候補者氏名は忘れずに記入してください。（選挙運動用自動車使用証明書の氏名のとおり）

3 令和7年6月22日執行 宮古市長選挙

4 候補者の氏名 甲 山 乙 夫

口座情報は省略せず記入してください。

5 金融機関名、口座名及び口座番号

金融機関名	〇〇銀行	本・支店名	△△支店
預金種別	普通	口座番号	1234567
ふりがな	〇〇〇〇いんさつ（かぶ） だいひょうとりしまりやく △△△△		
口座名	〇〇〇〇印刷（株） 代表取締役 △△△△		

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。

様式第7号（第6条関係）  
 (その3)  
 (別紙請求内訳書)

請 求 内 訳 書

候補者氏名 甲 山 乙 夫

ポスター

ポスター 掲 示 場 数	作 成 金 額			基 準 限 度 額			請 求 金 額			備 考
	単価 (A)	枚数 (B)	金 額 (A)×(B) =(C)	単価 (D)	枚数 (E)	金 額 (D)×(E) =(F)	単価 (G)	枚数 (H)	金 額 (G)×(H) =(I)	
331	円銭 550	枚 335	円 184,250	円銭 1,497	枚 331	円 495,507	円銭 550	枚 331	円 182,050	

備考

- 1 ポスター掲示場数の欄に、ポスター作成証明書の「当該選挙区におけるポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。
- 2 (D)欄には、条例第9条に規定する単価の限度額を記載してください。

3  
4  
5

**【作成金額】**  
 契約書に記載されている  
 作成単価、枚数及び金額を  
 記入してください。

**【基準限度額】**  
 枚数欄には確認書に記載されて  
 いる確認枚数を記載し、金額欄  
 に単価 1,497 円をかけて算出し  
 た金額を記入してください。

**【請求金額】**  
 単価欄には契約書の単価と 1,497 円を比較して少ない方の単価を、  
 枚数欄には契約書の作成枚数と確認書に記載されている確認枚数を  
 比較して少ない枚数をそれぞれ記載し、金額欄には記載した単価と  
 枚数を乗じた金額を記入してください。

※ 候補者の「ポスター作成枚数確認申請書」に基づいて、  
選管が候補者に交付するものです。

様式第3号（第3条関係）  
（その3）

確認番号5-1号

## ポスター作成枚数確認書

宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例第11条の規定に基づき、下記のポスター作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

令和7年6月〇〇日

宮古市選挙管理委員会  
委員長 〇〇 〇〇

### 記

- 1 令和7年6月22日執行 宮古市長選挙
- 2 候補者の氏名 甲山 乙夫
- 3 確認枚数 331枚

### 備考

- 1 この確認書は、ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ポスター作成証明書とともに、当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することはできません。

### ポスター作成証明書

次のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和7年6月 15 日

署名（自署）の場合は、押印不要。

令和7年6月22日執行 宮古市長選挙

候補者

甲 山 乙 夫

甲  
山

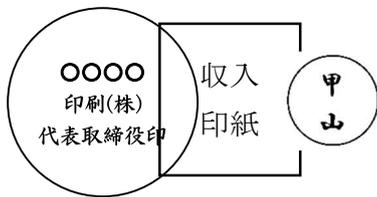
記名押印または署名（自署）。

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所 法人にあってはその代表者の氏名	宮古市〇〇町〇番〇号 〇〇〇〇印刷(株) 代表取締役 △△△△
作 成 枚 数	335 枚
作 成 金 額	184,250 円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	331 箇所

備考

- この証明書は、作成の契約書に記載されている枚数及び金額に別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- ポスター作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することができません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
  - 枚数  
ポスター掲示場数
  - 限度額  
条例第9条の規定により算出される額



選挙運動用ポスターの作成  
契約書作成例

選挙運動用ポスター作成契約書

ポスターの大きさは、  
縦42cm×横30cmを超  
えてはならない。

宮古市長選挙候補者 甲 山 乙 夫 (以下「甲」という。)

〇〇〇〇印刷(株) 代表取締役 △△△△ (以下「乙」という。)とは、選挙運動用ポスターの作成について、次のとおり契約を締結する。

第1 この契約によって作成する選挙運動用ポスターは次のとおりとする。

(1) 規格 縦 41.5 cm × 横 29.5 cm

(2) 数量 335 枚

契約枚数のうち公費負担  
の対象は、ポスター掲示  
場の数が上限です。

第2 作成代金は、金184,250 円とする。(単価1枚につき金550 円 00 銭)  
(うち消費税及び地方消費税額 金16,750 円)

第3 選挙運動用ポスターの受渡場所及び納入期限は、次のとおりとする。

(1) 受渡場所 宮古市新川町1番1号

(2) 納入期限 令和 7 年 6 月 7 日

事前審査にて、原本を1部提出する  
必要がありますので、納期や製作工  
程について、契約事業者と調整して  
ください。

第4 乙は、当該選挙期日後に、第2の作成代金を甲が、宮古市選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例(平成28年宮古市条例第6号)(以下「宮古市選挙公営条例」という。)の規定に従い、手続きを行う場合は、公職選挙法第93条第1項の規定により、甲の供託物が市に帰属することとならない場合に限り、宮古市選挙公営条例に規定される金額を宮古市長に請求し、その残金を甲に請求するものとする。

第5 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその1通を保有するものとする。

令和 7 年 6 月 2 日

甲 宮古市新川町1番1号  
甲 山 乙 夫 (甲 山)

乙 宮古市〇〇町〇番〇号  
〇〇〇〇印刷(株)  
代表取締役 △△△△ (〇〇〇〇 印刷(株) 代表取締役印)

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)